

高知県貸切バス利用促進事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高知県補助金等交付規則（昭和43年高知県規則第7号）第24条の規定に基づき、高知県貸切バス利用促進事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 県は、感染症対策の実施による利用者の借上費用の負担を軽減することにより、新型コロナウイルス感染症拡大の影響で、需要が激減している道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号ロに規定する一般貸切旅客自動車（以下「貸切バス」という。）運送事業の利用回復につなげるため、貸切バスの借り上げに要する経費について、予算の範囲内で補助金を交付する。

(補助対象事業)

第3条 補助金の補助対象事業は、県内に本社を置く貸切バス運送事業を営む者（以下「貸切バス事業者」という。）から貸切バスを借り上げ、運行区間が高知県内である事業とする。

(補助対象者、補助対象経費、補助率及び補助限度額)

第4条 補助対象者、補助対象経費、補助率及び補助限度額は、別表第1に定めるとおりとする。

2 補助金の額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付の申請)

第5条 補助対象者は、補助金の交付を受けようとするときは、別記第1号様式による補助金交付申請書を、利用する貸切バス事業者を經由して知事に提出しなければならない。

2 前項の申請書の提出を受けた貸切バス事業者は、関係書類を添えて、別記第2号様式による報告書により知事に報告しなければならない。

3 補助対象者は、第1項の規定による補助金交付申請書の提出に当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除することができる部分の金額及び当該金

額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合は、これを減額して申請しなければならない。ただし、補助金の交付の申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除額等が明らかでない場合は、この限りでない。

（補助金の交付の決定）

第6条 知事は、前条の規定による補助金の交付の申請があったときは、その内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、速やかに補助金の交付の決定を行い、当該補助対象者に通知するものとする。ただし、当該申請をしたものが別表第2に掲げるいずれかに該当すると認めるときを除く。

2 知事は、前項の通知に際して、必要な条件を付することができる。

（補助事業の着手）

第7条 補助事業の着手は、補助金交付決定通知に基づき行わなければならない。

（申請の取下げ）

第8条 補助対象者は、補助金の交付決定の通知を受けた場合において、交付の決定の内容又はこれに付された条件に対して不服があり、補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、当該通知を受けた日から10日以内に、当該交付決定に係る交付申請書の報告を行った貸切バス事業者を経由し、知事に書面をもってしなければならない。

2 前項の取下げの書面の提出を受けた貸切バス事業者は、関係書類を添えて、別記第3号様式による報告書により知事に報告しなければならない。

（補助金の変更の申請）

第9条 補助対象者は、補助金の交付の決定を受けた補助事業について、次に掲げるいずれかの重要事項の変更をしようとするときは、別記第4号様式による補助金変更交付申請書を、利用する貸切バス事業者を経由して知事に提出し、その承認を受けなければならない。

（1） 補助金額等の変更（補助金額の20パーセントを超えない範囲で減額しようとする場合を除く。）

（2） 前号に掲げる場合のほか、事業内容の重要な部分に関する事項であつて、知事が変更手続を要すると認めたもの（必要に応じて知事に事前協議をすること。）

2 前項の申請書の提出を受けた貸切バス事業者は、関係書類を添えて、別記第2号様式による報告書により知事に報告しなければならない。

- 3 知事は、第1項の規定による補助金の変更の申請が適当であると認めるときは、当該補助対象者に通知するものとする。
- 4 知事は、前項の通知に際して必要な条件を付することができる。

(補助事業の中止又は廃止)

- 第10条 補助対象者は、補助事業を中止し、又は廃止をしようとするときは、あらかじめ別記第5号様式による事業中止・廃止申請書を、当該補助事業に係る交付申請書の報告を行った貸切バス事業者を経由して知事に提出し、その承認を受けなければならない。
- 2 前項の申請書の提出を受けた貸切バス事業者は、関係書類を添えて、別記第6号様式による報告書により知事に報告しなければならない。

(補助の条件)

- 第11条 補助金の交付目的を達成するため、補助対象者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。
- (1) 補助金に係る収支を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を補助事業の終了の翌年度から起算して5年間保管しなければならないこと。
 - (2) 補助事業の実施に当たっては、別表第2に掲げるいずれかに該当すると認められるものを契約の相手方としないこと等暴力団の排除に係る県の取扱いに準じて行わなければならないこと。
 - (3) 補助金の対象経費と重複して、他の補助金等の交付を受けてはならないこと。

(状況報告及び調査)

- 第12条 知事は、必要があると認めるときは、補助対象者及び当該補助事業に係る貸切バス事業者に対し、補助事業の遂行状況の報告を求め、又は必要な調査を行うことができる。

(実績報告等)

- 第13条 補助対象者は、補助事業が完了した場合、補助事業完了の日から30日を経過した日又は令和4年3月15日のいずれか早い日までに別記第7号様式による実績報告書を、当該補助事業に係る交付申請書の報告を行った貸切バス事業者を経由し、知事に提出しなければならない。
- 2 前項の報告書の提出を受けた貸切バス事業者は、関係書類を添えて、別記第8号様式による報告書により知事に報告しなければならない。
 - 3 第1項の実績報告書には、事業実施に係る請求書、領収書の写し及び必要

に依じて知事が必要とする書類を添えなければならない。

- 4 補助対象者は、第5条第3項ただし書の規定により補助金の交付を申請した場合は、第1項の実績報告書の提出に当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかになったときは、これを補助金額から減額して報告しなければならない。
- 5 補助対象者は、第5条第3項ただし書の規定により補助金の交付を申請した場合は、第1項の実績報告書を提出した後に、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定したときは、その金額を別記第9号様式により、第1項の実績報告書の報告を行った貸切バス事業者を経由し、速やかに知事に報告しなければならない。この場合において、知事は、当該報告を受けて、消費税仕入控除税額等の全部又は一部の返還を命ずることができる。
- 6 前項の報告の提出を受けた貸切バス事業者は、関係書類を添えて、別記第10号様式による報告書により知事に報告しなければならない。

(補助金額の確定)

第14条 知事は、前条第1項の規定による報告を受けた場合は、報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査により、当該報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容（第9条第1項の規定による承認をした場合は、その承認された内容）及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金の交付の決定額と補助金の確定額とが相違する場合は、当該補助対象者に通知するものとする。

- 2 知事は、補助対象者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。
- 3 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(補助金の支払)

第15条 知事は、前条の規定により補助金の額を確定した後、補助金を支払うものとする。

(補助金の交付の決定の取消し及び返還)

第16条 知事は、第10条の補助事業の全部若しくは一部の中止若しくは廃止の申請があった場合又は次の各号のいずれかに該当する場合には第6条第1項の交付の決定の全部又は一部を取り消し、又は変更することができる。

- (1) 補助対象者が、法令若しくはこの要綱又はこれらに基づく知事の処分若しくは指示に違反した場合
 - (2) 補助金を補助事業以外の用途に使用した場合
 - (3) 補助事業に関して不正、怠慢その他不適当な行為をした場合
 - (4) 交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
 - (5) 補助対象者が、別表第2に掲げるいずれかに該当する場合
- 2 知事は、前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。
 - 3 知事は、前項の返還を命ずる場合には、第1項第4号に規定する場合を除き、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。
 - 4 第2項に基づく補助金の返還については、第14条第3項の規定を準用する。

(情報の開示)

第17条 補助事業又は補助対象者に関して、高知県情報公開条例（平成2年高知県条例第1号）に基づく開示請求があった場合は、同条例第6条第1項の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示するものとする。

(グリーン購入)

第18条 補助対象者は、補助事業の実施において物品等を調達する場合は、県が定める「高知県グリーン購入基本方針」に基づき、環境物品等の調達に努めるものとする。

(委任)

第19条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附則

- 1 この要綱は、令和2年9月14日から施行する。
- 2 この要綱は、令和4年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第11条第1号、第12条、第13条第5項及び第6項、第14条第2項及び第3項、第16条並びに第17条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。

附則

この要綱は、令和2年11月25日から施行し、同年9月14日から適用する。

附則

- 1 この要綱は、令和3年3月1日から施行する。
- 2 この要綱による改正後の規定は、この要綱の施行の日以後に着手した補助事業から適用し、同日前に着手した補助事業については、なお従前の例による。

附則

この要綱は、令和3年5月7日から施行する。

附則

この要綱は、令和3年7月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和3年7月9日から施行する。

別表第1（第4条関係）

補助対象事業	補助対象者	補助対象経費	補助率	補助限度額
令和3年12月31日までに旅行・イベント等の行事を実施するために必要な貸切バスの借り上げ （運行区間が高知県内であるものに限る）	○高知県内に住所を有する個人 ○高知県内に営業所等を有する法人 ○高知県内に所在するその他の団体	貸切バスの借り上げに必要な経費	2分の1以内	1日1両当たり5万円を上限とする。

（注1） 高知県内に本社を置く、道路運送法第4条の許可を受けたバス事業者の貸切バスを借り上げる事業であること。

（注2） 補助対象経費となる運賃・料金は、国土交通省に届出・認可されている適正なものであること。

（注3） 道路運送法第3条第2号に定める特定旅客自動車運送事業及び1件の運送契約により複数回運行するスクールバス、送迎バス等は補助対象外とする。

（注4） 補助対象経費に補助率を乗じて得た補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

（注5） 補助金の対象経費と重複して、他の補助金等の交付を受けてはならないこと。

（注6） 「バスにおける新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン」（公益社団法人日本バス協会）に基づく感染予防対策が実施されていること。

（注7） 県の委託事業又は県の委託事業を再委託された事業に係る経費は、補助対象外とする。

（注8） 「高知県における新型コロナウイルス感染症対応の目安」のステージが「特別警戒（赤）」以上となった期間は、補助対象外とする。ただし、既に交付の決定がされた補助事業については、この限りでない。

別表第2（第6条、第11条、第16条関係）

- 1 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号。以下「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（同条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であるとき。
- 2 暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。
- 3 その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあつては、代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員等であるとき。
- 4 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
- 5 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- 6 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- 7 いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- 8 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
- 9 その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- 10 その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- 11 県税の滞納があるとき。